

インドネシア人看護師候補者受入れに伴う受入れ機関の負担金について

経費	金額	支払い日時	経費の内容
求人申込手数料 ^(注1)	31,500 円(税込) /受入れ機関当たり	職業紹介契約 締結時	・求人申請書の審査 ・求人、求職情報の翻訳・提供
あっせん手数料	138,000 円(税込) /1 名当たり	雇用契約締結時	・マッチング、雇用契約の締結支援 ・来日支援とガイダンス、国内関係機関・National Board との連絡・調整に必要な経費
National Board への 手数料	202 万ルピア相当 /1 名当たり ^(注2)	雇用契約締結時	・National Board の事務処理経費 ^(注2)
滞在管理費	21,000 円(税込) /1 名、1 年間当たり	初年度は受入れ支 援契約締結時、翌 年度以降は年度当 初	・滞在者情報のとりまとめと国への提供、受入 れ機関・本人からの相談への対応等に必要 な経費 ・帰国費用 ^(注3)
日本語研修機関へ の支払い	(予定) 約 360,000 円 /1 名当たり	日本語研修開始時	・日本語研修機関への支払い ^(注4) (研修に要する費用の一部を負担) ^(注5)

(注 1) フィリピン人看護師コース及びインドネシア人看護師コースの両方に求人登録された場合の求人申込手数料については、合計 63,000 円(税込)のところを、合計 47,250 円(税込)にします。

(注 2) National Board への支払いは JICWELS が代行いたします(受入れ機関は JICWELS にお支払いいただきます。)。202 万ルピア=約 2 万円(平成22年1月8日時点の換算レートによる)

(注 3) 日本入国後 2 か月の日本語研修中(日本語研修免除者においては看護導入研修中)に帰国する場合の費用は JICWELS が支払います。就労後の帰国費用は、雇用契約終了後の原因が本人の重大な責に帰する場合は本人負担、それ以外の場合(不合格、施設事由による解雇等)は受入れ機関負担となります。

(注 4) 候補者が 6 か月研修期間を修了することなく帰国した場合などで日本語研修機関が費用を負担できない場合については、別途費用負担が発生する可能性があります、具体的な負担金額は未定です。

(注 5) 日本語能力試験 2 級程度の能力を有する者は、6 か月間の日本語研修が免除され、雇用契約が締結され、査証手続などの出国準備が整い次第、速やかに入国し、JICWELS が手配する研修会場(宿舍)において実施する 1 週間程度の看護導入研修のみ受講します。この場合、受入れ希望機関は当該日本語研修免除者の来日渡航費、看護導入研修中の宿泊料等(一人当たり約 27 万円)を JICWELS にお支払いいただきます。

インドネシア人介護福祉士候補者受入れに伴う受入れ機関の負担金について

経費	金額	支払い日時	経費の内容
求人申込手数料 ^(注1)	31,500 円(税込) /受入れ機関当たり	職業紹介契約 締結時	・求人申請書の審査 ・求人、求職情報の翻訳・提供
あっせん手数料	138,000 円(税込) /1 名当たり	雇用契約書締結時	・マッチング、雇用契約の締結支援 ・来日支援とガイダンス、国内関係機関・National Board との連絡・調整に必要な経費
National Board への 手数料	202 万ルピア相当 /1 名当たり ^(注2)	雇用契約書締結時	・National Board の事務処理経費 ^(注2)
滞在管理費	21,000 円(税込) /1 名、1 年間当たり	初年度は受入れ支援契約締結時、翌年度以降は年度当初	・滞在者情報のとりまとめと国への提供、受入れ機関・本人からの相談への対応等に必要な経費 ・帰国費用 ^(注3)
日本語研修機関への 支払い	(予定) 約 360,000 円 /1 名当たり	日本語研修開始時	・日本語研修機関への支払い ^(注4) (研修に要する費用の一部を負担) ^(注5)

(注 1) フィリピン人介護福祉士コース及びインドネシア人介護福祉士コースの両方に求人登録された場合の求人申込手数料については、合計 63,000 円(税込)のところを、合計 47,250 円(税込)にします。

(注 2) National Board への支払いは JICWELS が代行いたします(受入れ機関は JICWELS にお支払いいただきます。)。202 万ルピア=約 2 万円(平成22年1月8日時点の換算レートによる)

(注 3) 日本入国後 2 か月の日本語研修中(日本語研修免除者においては介護導入研修中)に帰国する場合の費用は JICWELS が支払います。就労後の帰国費用は、雇用契約終了後の原因が本人の重大な責に帰する場合は本人負担、それ以外の場合(不合格、施設事由による解雇等)は受入れ機関負担となります。

(注 4) 候補者が 6 か月研修期間を修了することなく帰国した場合などで日本語研修機関が費用を負担できない場合については、別途費用負担が発生する可能性があります、具体的な負担金額は未定です。

(注 5) 日本語能力試験 2 級程度の能力を有する者は、6 か月間の日本語研修が免除され、雇用契約が締結され、査証手続などの出国準備が整い次第、速やかに入国し、JICWELS が手配する研修会場(宿舎)において実施する 1 週間程度の介護導入研修のみ受講します。この場合、受入れ希望機関は当該日本語研修免除者の来日渡航費、介護導入研修中の宿泊料等(一人当たり約 27 万円)を JICWELS にお支払いいただきます。